官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務一四）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六七～八一）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一九
会社その他
会社決算公告　三〇

告示

○総務省告示第十四号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十七日

総務大臣　野田　聖子